

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定／トピックス

中央会の主な事業等活動予定（5月）

P.4 特集 ～経営のヒント～

組合の税務＊優遇措置＊

P.6 全国先進組合事例

お家で楽しく健康に スタジオ体験をオンラインでお届け（ナチュラルボディ企業組合）

P.7 組合Q&A

決算関係書類の監査を受けられない場合の処理について 他

P.8 シリーズ「躍進企業」

ものづくり補助事業成果事例：野水鋼業株式会社（鎌ヶ谷市）

P.10 景 況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（3月期）

P.12 ご案内

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続きについて

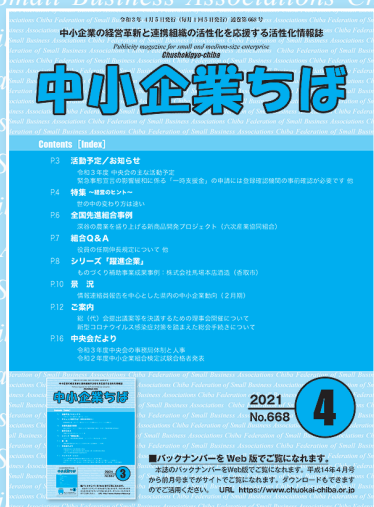
P.14 インフォメーション

36協定届の様式が新しくなりました

事業主の皆様へ～厚生労働省からのお願い～ 休業支援金・給付金の申請にご協力ください

P.16 中央会だより

令和2年度設立認可組合



■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（5月）

令和3年4月12日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中央会			
5/13	木	<u>監事会</u> 時間：午後3時～ 場所：千葉市「千葉中央駅前ビル」会議室	総務部
5/25	火	<u>令和3年度 第1回正副会長会議</u> 時間：午後2時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
5/25	火	<u>令和3年度 第1回理事会</u> 時間：午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
■ 中小企業連携組織等支援事業			
5/25	火	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県紙器段ボール工業組合	工業連携支援部
■ 団体等運営支援事業			
5/ 6	木	<u>千葉県中小企業団体青年中央会</u> 令和3年度 第1回役員会	工業連携支援部
5/12	水	<u>千葉県中小企業団体事務局責任者協会</u> 令和3年度 広報委員会	経営支援部
5/18	火	<u>千葉県共同店舗協議会 令和3年度 監事会・役員会</u>	商業連携支援部
5/21	金	<u>千葉県商店街連合会 第48回通常総会</u>	
5/24	月	<u>千葉県鮮魚商協同組合連合会</u> 令和3年度監事会・第1回理事会・第48回通常総会	
5/26	水	<u>千葉県中小企業団体レディース中央会</u> 令和3年度 監事会・役員会	

働き方の新しいスタイル



休暇をとって、春を感じませんか？

～計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する
「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

詳しくは千葉労働局雇用環境・均等室（TEL:043-221-2307）にお問い合わせください。

経営のヒント

組合の税務 * 優遇措置 *

組合には各種の税制上の優遇措置が講じられています。

それらは◎税率を軽減するもの、◎非課税とするもの、◎税額計算上の特別な取扱いなどに大別されます。

ここでは、非課税措置について①印紙税、②固定資産税、③登録免許税を解説します。

特に①と②については実務上の誤りも散見され、不必要な納税が生じていることがありますから注意が必要です。さらに税額計算上の特別な取扱いについて、④として法人税法が定める事業利用分量配当金を解説します。

① 印紙税の非課税

組合と組合員の相互間で交わされる受取書（領収書）・組合定款・組合発行の出資証券は、印紙税法の規定により非課税です。

ここでは特に受取書（領収書）の非課税を解説します。

組合が組合員に対し、また組合

員が組合に対して発行する受取書は『営業に関しない受取書』として非課税です。ここに『営業』とは、営利を目的として同種の行為を反復継続して行うことであり、組合の場合は「出資者以外の者との行為は営業であり」、「出資者との行為は営業にならない」のです。

例えば、組合の行う共同購買事業において同一物品を販売してもその相手先が組合員であるか否かによって、印紙貼付の要不要が定まることに留意します。これは組合のみならず、組合員にとっても大切な留意点ですから、印紙税非課税の内容を組合内に周知させる必要があります。

ここに『組合』とは「法令または定款の規定により利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることになっている組合」であり、具体的には事業協同組合・事業協同組合連合会・信用協同組合・信用協同組合連合会・企業組合・協業組合・出資商工組合・出資商工組合連合会・商店街振興組合・商店街振興組合連合会です。

この非課税規定は印紙税法の『第17号文書2』に「営業に関しない

受取書は非課税」と明示されていますから、印紙貼付のない組合発行の領収書について組合員から照会があれば、この明示規定を示して説明します。

ちなみに、本来貼付すべき印紙の貼付がない領収書も、その法的効力には何ら影響がありません。

なお、印紙税には還付の手続きがあり、次のような場合には所轄税務署に「印紙税過誤納確認申請書」を提出して還付の請求ができます。

○貼付した収入印紙の金額が過大なとき

○貼付する必要のない書類に収入印紙を貼付したとき

○収入印紙を貼付した文書を使用する見込みがなくなったとき

消印を押してしまった収入印紙についても、この手続きができることは当然です。

② 固定資産税の非課税

事業協同組合・事業協同組合連合会・協業組合・商工組合・商工組合連合会・商店街振興組合・商店街振興組合連合会が所有しかつ使用する事務所および倉庫に対する固定資産税の非課税は地方税法348条4項に規定されています。

ここに『事務所』とは、その組合の事業に関連して庶務・会計等のいわゆる現業に属さない総合的な事務を行う建物とされ、『倉庫』とは、その組合の行う事業に関連して特に設けられた恒久的な貯蔵庫をいい、臨時に倉庫として使用する建物および単なる物置程度のものは含まないとされています。従って、組合が所有する事務局用の事務所建物や共同事業用の倉庫建物は該当すると考えられます。

固定資産税は市町村が調査し評価して課税する税ですから、その調査に誤りがあり組合の事務所倉庫に対する課税があり、組合も非課税であることに気づかず納税すると、この課税と納税がずっと繰り返されることになりますから注意が必要です。納税通知書が届いたら組合の事務所・倉庫用の建物

が課税対象になっていないかを確認することです。

現実に長期にわたって市が誤って納税通知書を発行し、組合も誤ってこれを納付し続けていた例は決して珍しくありません。このような状態が万一発見されれば、市の固定資産税担当課に是正を求め、還付を受けることになります。

③登録免許税の非課税

登録免許税は、登記手続きに際し国に納付する税金です。組合の設立、代表理事の変更その他その組合の根拠法（協同組合なら中小企業等協同組合法）にもとづく登記については非課税とされます。

この登録免許税を誤って納付することはあり得ませんが、例えば代表者や主たる事務所の変更登記の都度、一般の会社は最低でも一万円の登録免許税の納付を要することを考えると、組合に対する優遇税制として認識しておく必要はあるものです。

④事業利用分量配当金

事業利用分量配当金は、事業協

同組合等（※）が実施する共同経済事業から生じた利益についてその利用量に応じてする分配金であり、その取扱いは法人税法60条の2に規定されています。組合は組合員の経営向上に資することを第一義とし、組合自体の利益は第二義とする組合の使命に鑑みた措置と言えるでしょう。

組合はその事業年度の各事業利益を把握したのち、そのうちの一定額を事業利用分量配当金とすることにつき剰余金処分案に計上し通常総会の承認を得ます。するとその金額はその事業年度の法人税の申告計算において損金の額に算入することができるという、まことに使い勝手の良い公明正大な節税ツールであり利益還元ツールとして事業利用分量配当金は存在しているのです。

事業利用分量配当金はその名称のように、各組合員のその事業の利用量に応じて配当額を計算するのですが、配当額については他にも条件があります。

まず、①その事業から生じた利益の範囲内であること、そして、

②その事業に員外利用があればこれを除外することです。

特に①の金額の算定は実務上簡単ではありませんが、一般には次のように算定します。

A その事業の事業総利益金額、

B 当期純利益金額から剰余金処分案において処分した利益準備金から任意積立金に至る内部留保額を控除した金額、

C 事業利用分量配当金限度額

Ⅱ AとBいずれか少ない金額

この事業利用分量配当金については、会計上の処理や消費税の取扱いなど、実務上の疑問点も少なくないと思われるので、次号以降に稿を改めて解説する予定です。

（※）事業協同組合等とは、事業協同組合・信用協同組合・事業協同組合連合会・出資商工組合・出資商工組合連合会・商店街振興組合・商店街振興組合連合会をいいます。

（日新税理士法人

税理士 古知 潔

～～ 退職積立を見直しませんか！？ ～～

千葉県中小企業団体中央会 特定退職金制度のご案内

★特定退職金共済制度（特退共）とは？

中央会では、中小企業の人材の確保と定着を目的に、従業員の方のための退職金準備制度として特定退職金共済制度（特退共）を実施しています。（引受生命保険会社：大樹生命保険株式会社）

★特退共の主な特徴

- ① 本制度は事業主が従業員のために月々掛金を納め、退職金の準備をする制度です。
- ② 掛金は損金（又は必要経費）に算入でき、従業員の給与の上乗せにもなりません。
- ③ 月額掛金は、1人につき1口1,000円から30口30,000円まで実情に合わせてお選びいただけます。

- ④ 県内に事業所を有する事業主（法人又は個人）の方であれば、事業所の規模に関係なく、加入（契約）できます。
- ⑤ 中小企業退職金共済制度（中退共）との重複加入も可能です。
- ⑥ 掛金納入期間が1年未満であっても退職一時金が支払われます。
- ⑦ 退職一時金は直接従業員の方へお支払いいたします。

◎特退共に関するお問い合わせは、本会経営支援部までお願いします（☎ 043-306-3282）

テーマ ⅠＴ、デジタル変革

お家で楽しく健康にスタジオ体験をオンラインでお届け

ナチュラルボディ企業組合

事業継続の決意を梃子にメンバーの熱意と創意が結実。
オンラインに合った教授スキルの向上、配信ノウハウの蓄積、顧客側の敷居を下げるひと工夫で早期の事業化を実現した。

背景・目的

コロナ禍の影響で退会や休会が相次いで発生。インストラクターは休業要請の対象業種となり、ひと月の売上が完全に蒸発した。事業継続が危ぶまれる中、理事長は感染拡大防止と事業再開への意思を組合員に明言。非対面型のオンラインレッスンの実現に向け、休業期間中にZoomによる配信テストを行い、無料配信を通じて退会者の増加に歯止めをかけた。

取組みの手法と内容

オンラインレッスンの実現に向けて、緊急事態宣言が発せられた4月の早い段階から、インストラクター同士による配信テストを

行った。スタジオの休業で5月の売上はゼロにもかかわらず、当月中は無料で配信し、スタッフ・顧客ともにオンライン環境に慣れるための助走期間を設けた。

対面の教授経験しかないインストラクターにとっては、画面越しに行うレッスンには戸惑いがあり、サービス品質の確保など不安は尽きなかったが、先ずはインストラクター同士で相互に確認しながら、プログラムを練り上げていった。さらに、顧客側でもZoomを使ったレッスンに抵抗なく移行できるよう、実演による「Zoomの使い方動画」を作成・配信し、事業基盤の下地づくりを行った。この効果は殊の外大きく、顧客同士の口コミで、簡単にできるという評判が広がり、配信スタートから程なくして会員の約7割に浸透させることができた。

事業化に向けては、理事長を中心にスタジオ運営と集客・宣伝活動で担当理事を分け、全体の意思

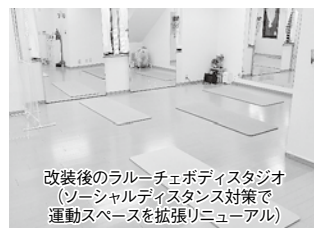
決定と情報共有を迅速にしたことが奏功した。オンライン化の恩恵としては、スタジオの場所や定員の制約がなくなり、顧客の間口と裾野の拡大につながったことである。現在は、オンライン会員の増加を図るとともに、スタジオもソーシャルディスタンスを保てるように改装するなど、withコロナを見据えた動きへとシフトしている。

成果とその要因

無料配信によるお試し期間を設け、既存顧客へのフォローを行うと同時に、教授スキルの向上やプログラムの磨き上げを行った。また、エルダー層の顧客を念頭に「Zoomの使い方動画」を作成し、顧客側でのエントリーの敷居を下げたことで、早期の事業化が図られた。さらに、千葉市習い事キャンプなどでの公的施策を積極的に活用することで、新たな顧客との接点も生まれ始めている。



スクールママピラティスのレッスン風景
(産後ママの不安定な心身の健康をサポート)



改装後のラルーチェボディスタジオ
(ソーシャルディスタンス対策で運動スペースを拡張リニューアル)



オンライン中継のーコマ(ピラティスのレッスン中)

ナチュラルボディ企業組合

住所：〒262-0033
千葉市花見川区幕張本郷
1丁目4番33号
ウィステリアビル202号
設立：平成27年5月
出資金：600千円
URL：<https://www.laluce-body.com/>
業種：スポーツ・健康教授業
組合員：5人

組合 Q & A

決算関係書類の監査を受けられない場合の処理について

「Q」監事が入院療養中であり、決算関係書類の監査を受けることが困難な状況にありますが、監査報告書なしで理事会・総会の承認を得ることは可能ですか？

これについて、監事を改選のうえ改めて監査を行い、報告書を付して承認を得るべきであると解釈していますが差し支えないですか？

「A」貴見のとおりです。中協法第36条の3第2項により、監事はその職務として監査報告の作成義務を負っています。また、中協法第40条第5項により、決算関係書類及び事業報告書は監事の監査を受けなければならぬこととなっています。

また、監事を複数人置く組合においては、特定監事を定めている場合は特定監事から、定めていない場合は監事全員から監査報告の通知を受けなければなりません。監事が「決算関係書類」の全部を受領した日から4週間を経過

した日と、特定理事との合意により定めた日のいずれか遅い日まで監査報告の内容の通知をしない場合は、通知の期限の日に監事の監査を受けたものとみなされます（中協法施行規則第117条第3項）。

しかしながら、何らかの理由により監事が監査をすることが困難な場合、または監事が監査を拒む場合は、監事を新たに選任し、監査を受けるべきです。

◎『中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）』より転載

労務問題 Q & A

労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）

〈外国人の労働者に対する労働基準法の適用〉

「Q」労働者を休ませる場合の措置（休業手当、年次有給休暇など）は、外国人を雇用している場合でも適用されますか。

「A」労働基準法の適用があるか否かに、外国人であるかは関係ありません。外国人の方であっても、労働基準法の労働者に当たるところは、一定の要件を満たす場合には、

労働基準法における休業手当の支払いを行っていただくとともに、労働者が年次有給休暇を請求した場合においては、原則として、労働者が請求する時季に与えなければならぬものです。

なお、使用者においては、労働者が年次有給休暇を取得したことを理由として、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならぬことにご留意ください。

〈外国人の労働者に対する適用〉

「Q」小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援は、外国人を雇用する事業主にも対象になりますか。

「A」事業主に雇用される労働者であれば外国人についても適用されます。

感染防止に向けた柔軟な働き方（テレワーク、時差通勤）

〈時差通勤〉

「Q」新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、なるべく人混みを避けての通勤を考えています。時差通勤を導入するにはどうしたらよいのでしょうか。

「A」労働者及び使用者は、その合

意により、始業、終業の時刻を変更することができると、時差通勤の内容について、労使で十分な協議をしていただきたいと思います。

また、始業、終業の時刻を労働者の決定に委ねる制度として、フレックスタイム制があります。この制度は、1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出社または退社してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けるものです。なお、コアタイムは必ず設けなければならないものではありませんので、全部をフレキシブルタイムとすることもできます。フレックスタイム制の詳細や導入の手続きに際しては、左記のURLをご覧ください。

▶ <https://www.mhlw.go.jp/content/000476042.pdf>

◎厚生労働省HP（新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方へ向け））より転載

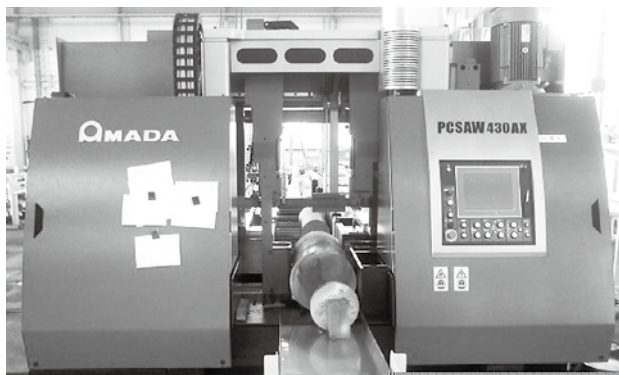


本会では、ものづくり補助金地域事務局として活動しております。

このコーナーでは、ものづくり補助事業に取り組んだ事業者（過去に千葉県地域事務局において採択された県内の中小企業・小規模事業者）にスポットを当て、補助事業実施後の事業展開や成果状況等についてご紹介します。



事業類型	一般型 設備投資のみ	対象類型	ものづくり技術
------	---------------	------	---------



補助金を活用し、導入した切断機



長尺（6m）、大径（Φ430）の切断が可能



野水鋼業株式会社（鎌ヶ谷市）

事業テーマ

ハンドソー導入による鋼材切断スピードUP及び高精度化によるリードタイム短縮

本事業への取組の経緯・目的

1956年の創業時からステレス、アルミ棒鋼の切断販売を行っていたが、リーマンショック以降、客先からの『短納期・小ロット・多品種』の要求が高まりその対応が求められてきました。

また、主な需要先である半導体

製造装置の分野への販路拡大を検討したところ、大口径の鋼材ニーズがある事が判明しました。

さらに、営業エリアが東北、甲信越、西日本へと拡大していく中で、発送注文が増加し、その結果、従来の設備では発送の締切り時間（集荷時間）に間に合わせる事が困難な状況となりました。

そこで、従来より切断スピードが速く、高機能、高精度な切断機を導入する事になりました。

実施内容

本事業では、1時間当たりの切断数に着目しました。このデータを取り、どこまで伸ばせば目標の売上高と受注量を実現できるかを検討しました。

検討した結果、3年後に15%拡大（初年度比）を目標としました。また切断スピードアップと歩留まりを向上させることで、生産



切断した鋼材



新工場



事業実施の成果

設備を導入した結果、初年度から大口径の鋼材注文や高精度切断の受注が増加しました。また、切断見本を展示会、商談会などに出展し、顧客開拓を積極的に行いました。その結果、当社の提供するサービスに魅力を感じて頂き、4年間で約150社の新規顧客を獲得

数アップ（15%増）と廃棄量の削減（10%ダウン）を目指しました。

当社の目指す数値を切断機メーカーに相談し、適した切断機を選定、必要な改造を行いました。

また設備導入に伴い、新たに従業員を採用し、オペレーターとして人材育成する体制を構築しました。

今後の展望

得しました。事業化実施後、4年連続で増収を達成しています。また、従業員の採用も行い、体制を整備しました。一方で更なる歩留まり向上を図ることが今後の課題として挙げられます。

販路拡大による業績向上に伴い、更なる生産最拡大に向けて新工場の建設を計画し、2020年5月から生産を開始しています。新工場では生産性向上を図ると同時に、社員の作業環境改善を推進し、従業員満足度の高い職場づくりの

社長から一言

実現を目指しています。今後は当社の強みである、多品種小ロット販売や短期対応を向上させると共に、高精度切断や大口径の受注増を目指したいと考えています。



お客様の工場から「材料置き場をなくしたい」と思っています。そのため、即納体制にこだわり、お客様に最適なサービス

をご提案することを心がけています。お客様である製造業の皆さんは量産から小ロット・多品種・高品質へシフトしてきています。その流れを応援できるように、当社も本事業による切断機導入で切断スピード、切断精度の大幅な向上を実現しました。また本事業の大きな実績により、上位機種（PCSAW530AX）の導入も安心して行う事ができました。

今は、半導体製造装置向けの出荷は落ち着いてきていますが、まだまだ伸びる分野だと思っています。今のうちに切断能力や品質レベルの向上をはかり、お客様の要望に応えていきたいと考えています。

企業データ

主な事業・業種	金属材料卸売業
得意分野	ステンレス、アルミ棒鋼の切断販売
所在地	[本社] 〒273-0107 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 4-1-1 [事業実施場所] 〒270-1402 千葉県白井市平塚 2668-28
TEL	[本社] 047-441-5313 [事業実施場所] 047-492-2461
FAX	[本社] 047-441-5303 [事業実施場所] 047-492-6182
URL	http://www.39nomizu.co.jp
設立	1956年6月11日
代表者	代表取締役社長 野水 俊明
従業員数	65名
資本金	7,800万円

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和3年3月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

〔「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数〕

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は6から12に増加。「減少した」業種は8から4に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は5から13に増加。「減少した」業種は21から12に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は5から9に増加。「悪化した」業種は18から12に減少。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は1から4に増加。「減少した」業種は13から10に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は3から5に増加。「減少した」業種は19から17に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は2から7に増加。「悪化した」業種は23から26に増加。

製造業

■しよ油・食用アミノ酸製造【県内全域】

業務用のウェイトの高い企業は、引き続き厳しい経営状況にある。

■漬物製造【県内全域】

コロナ禍の影響により、前年と同レベルの景況である。

■パン・菓子製造【県内全域】

砂糖等原材料の価格が上昇してきた。また、レジ袋の有料化に伴い、組合で販売のレジ袋の売上が減少。年間約10万円の利益があったが、今後は、別の収益事業を考えなくてはならない。さらに、コロナ対応の国等の助成事業に参加し、組合の活性化を図るとともに組合員の有益にもなった。

■酒類製造【県内全域】

緊急事態宣言下により、売上高は前年より減少した。

■繊維工業【県内全域】

テント・シート関連の受注は減少が続いている。

■木材・木製品製造【県内全域】

外材の不足分を国産材等で補う動きが見えてきて、木材の動きも僅かだが動き出している感がある。

■製材【木更津】

アメリカ、カナダ及びロシアから木材船の入港がなかったため、

在庫数量は減少した。

■印刷【県内全域】

千葉県知事・千葉市市長選挙の実施や東京方面からの仕事の依頼もあり、全体的に前月より印刷物の売上が増えている。

■電気鍍金【県内全域】

前月同様、取扱品目などの違いなど、業種によって波がある。

■鉄工【千葉】

新型コロナウイルス感染症発生前に比較して、売上が7〜8割に留まる組合員が多く、発注側の大手企業の慎重姿勢もあり、未だに受注も回復していない。

■機械部品製造【野田】

3月は年度末でもあり、稼働日数も多いことから前月に比べ売上増だが、昨年並みにはいかない。

■機械部品製造【流山】

前月同様、緊急事態宣言の発令により、仕事等が制限されたため、業種により影響が出ている。ガソリンの販売価格の上昇が続いており、コスト増の影響が出ている。

■機械部品製造【柏】

半導体加工メーカーの火災と福島県沖地震による生産停止等で、自動車メーカーの工場が操業停止。今後の影響懸念。裾野も広く注視。

5G、EV、スマート工場等、

大手の動きが来月以降益々早く拡大しそうだが、不透明感も大きい。

■金属製品製造

【船舶】

新型コロナウイルスの影響による停滞を脱し、回復傾向にある。

■採石

【県内全域】

石材出荷量は月によりバラツキがあり、今月は前月を上回ったものの、前年同月比では減少となり、3月までの全体出荷量は前年比の64%の状況である。

3月末までは大きな石材需要がなく、今後予定されている東京都港湾局発注の新海面処分場や横浜市の新本牧埠頭に期待する。

■土砂採取

【県内全域】

横浜本牧埠頭のコンクリートパイプ工事で、何とか一息ついてい

非製造業

■総合卸売

【千葉県・東京都】

組合員は、総じて既往先の売上減少を新規開拓等で入れ替えを行っているが、昨年並みの売上を確保している状況。また、金融機関からのコロナ対応借入により、手元資金の手当てを行っている組合員が多く、当面の資金繰りについては問題ない状況となっている。

■医薬品卸売

【千葉市】

新型コロナウイルス感染症が収束しない状況ではあるが、医療機関は患者が徐々に増加している。花粉の飛散時期を迎え、花粉症治療薬の動きは活発化している。

■リサイクル卸

【県内全域】

古紙や鉄・非鉄関連等の価格が若干上昇した。

■青果卸売

【千葉市】

気温の上昇に伴い、野菜類の生育が順調であり、価格も安定している。しかし、消費が改善されず、厳しい状況のままである。年度変わりの需要も期待できない。

■自動車解体

【県内全域】

100年に一度の車社会の変革期ということで、自動車リサイクル法制度の見直しが近いと思われる。今後の推移に注目している。

■小売

【柏】

緊急事態宣言の延長下でも、人出は増加傾向に見える。ただし、売上にはつながっていない。

■電気機器小売

【県内全域】

家電製品の買換え需要も一段落し厳しさが増してきた。引越越し需要も期待できない。メーカーの営業はコロナの影響で遠慮がちになり、気合が入らない。訪問営業

も出来ず、待ちの販売になる。

■青果小売

【千葉】

飲食関係の納品業者は相変わらず売上が戻らない。小売業者も前月より動きは良くなったが、例年のような3月の売上には届かなかった。全体的にも10%位前年を下回る見込みである。

■中古車仕入・販売

【県内全域】

組合の収支状況により、組合員への還元実施を検討している。

■小売

【東金】

コロナの影響が続いている。飲食、衣料、サービス関係は厳しい状況にある。資金繰りに苦慮している。組合本体も厳しいので対応が難しい。食品関係は戻ってきている。客数が戻らない状況。昨年の3月にはかなり影響が出ていたの

で若干は戻ったが、まだまだ厳しい。組合員の資金繰りも厳しい状況が続いている。

■小売

【野田】

新型コロナウイルスの影響により、来店客数が徐々に減少している。また、暖冬の影響なのか、冬物衣料の販売が伸び悩んでいる。

■小売・サービス

【柏】

一向に良くなる気配はない。客数・客単価ともに下がったまま。

来街者は多少増えてきた感はあるが、購買意欲は上がっていない。

■建設機重

【県内全域】

取引先により増減が大きい。

■貸舟

【君津】

前月よりも増加、釣客は昨年同月よりも増。

■一般廃棄物処理

【千葉】

景況は、前月比、前年同月比より、若干好転となった。年度始めの悪化の影響もあり、年間を通じて、良い結果とは言えない状況である。

■学習塾

【県内全域】

春期講習を例年通り開催できるので景況は好転。ただし、少子化の影響と大手との競争は厳しさを増している。

■内装工事

【県内全域】

年度末のため、内装工事の仕事はあるが、その先の受注がない。

■貨物運送

【野田】

コロナ感染拡大による緊急事態宣言が解除になるかどうか気になるところである。

■輸出入

【県内全域】

緊急事態宣言が解除となったが、成田空港の出国利用客は、3月に入っても前年対比90%の減少であった。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続きについて

中小企業組合の通常総（代）会については、中小企業等協同組合法第 46 条（総会の招集）及び中小企業団体の組織に関する法律第 47 条（準用）において「**通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度 1 回招集しなければならない。**」と規定されていますが、今般の新型コロナウイルス感染の発生状況を踏まえ、感染拡大を防止するという観点から、総（代）会の開催方法等についての相談が多く寄せられています。

今月号では、役員選出を伴う総（代）会の開催について、総（代）会開催時期の延期手続きについて、役付理事選定のための理事会開催について、ご案内いたします。

1. 役員選出を伴う総（代）会の開催について

問 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、通常総（代）会を少人数の本人出席により開催する場合の役員選出はどのように対応したらよいか。

答 役員選出を伴う通常総（代）会を少人数の本人出席により開催する場合、役員選挙においては、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使によって成立させることも可能です。

一方、組合員は中協法第 11 条第 2 項により、書面による選挙権の行使（以下「書面投票」）をすることができることとされ、書面投票者も総会の出席者に含まれます（同条第 4 項）。したがって、書面投票の方法は、中協法第 35 条第 8 項で求められる無記名性が担保されているよう投票方法を工夫すれば実施は可能となります。

例えば、次のような方法であれば、書面投票済みの者の管理と無記名投票の担保の両立が可能であり、書面投票の方法により役員の選出が可能となるものと考えます（選任制（中協法第 35 条第 13 項）を採用する組合を除く）。

（事例 ～書面により議決権とともに選挙権を行使する方法～）

- 内封筒と外封筒の 2 種類の封筒を利用し、外封筒には組合員の氏名等を記入する欄を設け、内封筒は無記名を徹底させることを前提に、「議決権行使書」と役員選出のための「投票用紙」を別々にした段階で誰が書面投票済みであるのかが分かるようにします（議決権行使書は、議決権行使状況の集計作業のため別々にまとめる必要があります）。
- 無記名の内封筒に投票用紙を入れて封をし、これを更に投票者の名前が記載された外封筒に入れて管理します（外封筒のみ開封し、内封筒を混ぜ合わせるにより投票者が特定できなくなります）。このことにより、無記名投票を担保することが可能となると考えます。

<留意事項>

- 選任制を採用する組合では、総会出席者のうち 3 分の 2 の同意により他の投票方法（起立や挙手など）が認められない場合、無記名投票を行うこととなりますので、書面による議決権を行使する場合には、二重封筒など上記のような工夫が必要と考えます。

2. 総（代）会開催時期の延期手続きについて

問 事前手続きが進んでいないため、総（代）会の開催時期を延期したいが、どのような手続きをとる必要があるか。

答 法律上は年 1 回の通常総会が求められていますが、開催時期については、多くの組合が「通常総（代）会は毎事業年度終了後〇月以内に、理事会の議決を経て、理事長が招集する。」と規定しており、招集時期は、納税時期を考慮して 2 ヶ月又は 3 ヶ月以内と定めている場合が多いです。

決算関係書類の作成など事前手続きができない場合や、多数の組合員（会員）がいる組合等では、開催することにより感染リスクが高くなると考えられる場合であって、書面等での議決権の行使を定款で定めていない場合など、定款に定める期間内に通常総（代）会を開催することができない状況が生じ、やむを得ず延期を検討する場合には、認可行政庁と相談して延期について了承を得てください。

総（代）会の開催を延期する場合の手続きについての中協法上の定めは特にありませんが、総会の招集は理事会で決定することが定められているため（中協法第 49 条第 2 項）、少なからず理事間で共有するとともに、組合員には、定款記載の招集期限以内に開催できず延期すること及びその理由（可能であればおおむねの開催時期も記載）を組合事務所に掲示する、広報誌などに掲載する、文書にて通知するなど可能な方法により、知らせることが望まれます。

そして、通常総（代）会を開催することが可能な時点で直ちに実施してください。延期をした総（代）会の実施に当たっては、総会の開催を決定する理事会を開催し、定款の手続きに従って、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載し、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書とともに招集通知を発してください。

組合等の規模、組合員の分布状況（地区）、定款規定などにより対応が異なりますので、ご不明な点は、本会にご相談ください。

<留意事項>

- 理事は、開催が可能となった後に速やかに通常総（代）会を開催しない場合には、中協法第 35 条の 3（組合と役員との関係）において準用する民法第 644 条の規定に抵触することのないよう留意してください。理事が善良なる管理者の注意をもって職務を執行する義務を果たしていない場合は問題となります。
- 総代の任期が切れた場合又は組合員数が 201 人を割った場合、総代会を開催できない状況にあることから、議案審議は総会において行うことになります。
- 延期をした総（代）会の議事録には、延期した理由、認可行政庁の延期了承の旨や延期にかかる組合員への周知方法（組合事務所掲示、機関誌掲載、文書通知等）などについて記載してください。
- 行政庁に対する決算関係書類の提出（中協法第 105 条の 2）については、やむを得ない理由により、通常総会の終了日から 2 週間以内に提出することができない場合には、中協法施行規則第 187 条第 3 項の規定により、あらかじめ様式第 32 による申請書に理由書を添えて申請し「行政庁の承認」を受けて提出期限を延期することが認められています。
- 役員の変更の届出（中協法第 35 条の 2）については、施行規則第 61 条で延期措置はなく、役決め理事会を開催してから 2 週間以内に届出がない場合、罰則規定（中協法第 115 条第 1 項第十一号）があることから留意が必要です。

3. 役付理事選定のための理事会開催について

問 少人数の本人出席者で総（代）会を行った当日に役付理事の選定したい場合、どのように対応すればよいのか。

答 総（代）会が終了した当日に、代表理事（理事長）をはじめとした、いわゆる役付理事の選定のための理事会を開催する場合には、新任の理事全員に招集手続き省略の同意を得るとともに、理事会の定足数（理事の過半数）を満たすことが必要です。

定足数を欠く場合（理事の過半数の本人出席がない場合）や招集手続き省略の同意が得られなかった場合には、後日、改めて役付理事選定のための理事会を開催する必要があります。その場合、本年 4 月号でご案内した「みなし理事会」により実施することも可能です。

<留意事項>

- 業務監査権限を監事に付与している組合が理事会の招集手続きの省略を行う場合、新任の監事全員の同意も必要になります。
- 総（代）会において役員選出を行った後、総（代）会を一時中断し、新たに選出された就任前の理事による理事会を開催して役付理事を選定することは、議決に参加できる資格がない者による不適切な理事会手続きとされるため、代表理事変更の登記申請が受理されないおそれがあります。ただし、総（代）会開催時、現任の理事と新たに選出された理事が全員同一の場合（一切の変動がない場合）は、現任の理事の地位によって就任後における役決めを「予選」する理事会を開催することは妨げられていません。

◎ご不明な点などがございましたら、本会（各組合支援担当者）までお問い合わせください。

14

休業支援金・給付金の申請にご協力ください

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により従業員を休業（シフト制で働く従業員の勤務時間や勤務日を削減した場合を含みます）させた場合、休業手当の支払いには、雇用調整助成金を活用できますので、これをご活用いただき、雇用の維持に努めていただくようお願いします。
- ◆ 一方、休業手当の支払いが困難な場合には、従業員の方が直接申請でき、国から支給する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、「休業支援金」）があります。従業員への周知や申請に協力いただくようお願いします。
（中小企業については令和2年4月以降の休業、大企業については令和3年1月8日以降（令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県はその要請の開始以降）及び令和2年4～6月の休業が対象です。）
- ◆ 申請にあたり事業主に協力いただくことは、休業の事実について確認するための書類の作成などで、金銭的な負担はありません。
※ この確認書類は、休業支援金の支給要件を確認するためのものであり、労働基準法第26条の休業手当の支払義務について判断するためのものではありません。
- ◆ 休業支援金制度の趣旨を踏まえると、一般的に従業員が休業支援金の支給申請やその相談をしたことのみを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更等を行うことは不適切であり、労働契約法に照らして無効となる場合等があります。また、業務上の合理性なく仕事を与えないことなどは、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります。
- ◆ 休業支援金の申請には期限があります。該当する方へは早めに周知いただくようお願いします。

- ・ 詳しくは、厚生労働省HPへ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>
- ・ お電話でのお問い合わせはコールセンターへ
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話 0120 (221) 276 ※月～金 8:30～20:00
(土日・祝日 8:30～17:15)

令和2年度 設立認可組合

多種多様な業種・業態の中小企業団体を会員としていることが中央会の特徴でもあります。

昨年度に本会が設立支援を行い、認可されたのは次の17の事業協同組合です。組合員の経済活動を活発化させること、そして、組合員が行う事業の利益に直結させることが事業協同組合の本来の役割です。また、組合を組織するということは、中小企業が力を結集し、相互扶助の精神によって新たな価値を創造していくこと、すなわち、中小企業が困難を乗り越えていくための重要な経営戦略の一つです。それぞれの特徴を最大限に発揮すべく、県内に新たに誕生した皆様のお仲間をご紹介します。

(敬称略・順不同)

No.	名 称	所在地	業 種	事 業	組合員数	出資金(万円)
1	佐倉市環境保全(協)	佐倉市	一般廃棄物処理業	共同購買、受注斡旋	4	200
2	日ノ本COMPANY(協)	市川市	異業種	共同販売、共同購買、外国人実習生	4	300
3	ハートブリッジ(協)	千葉市	食品加工業、すし店	共同購買、共同宣伝、外国人実習生	4	400
4	南房総観光圏(協)	大多喜町	旅館、ホテル	共同購買、共同宣伝	13	26
5	柏交流事業(協)	柏市	異業種	共同購買、共同宣伝、外国人実習生	6	1,000
6	外国人材(協)	松戸市	老人・福祉介護事業	共同購買、共同宣伝、外国人実習生	4	300
7	国際全成(協)	香取市	農業	共同購買、共同販売、共同宣伝、外国人実習生	4	300
8	Tokyo One Care(協)	千葉市	小売業、老人・福祉介護事業	共同購買、共同宣伝、外国人実習生	4	500
9	人材育成支援(協)	市原市	建設業	共同購買、共同受注及び斡旋、外国人実習生	4	200
10	北総中央建設(協)	佐倉市	建設業	共同購買、受注斡旋、外国人実習生	4	800
11	(協)トップサービス	成田市	耕種農業	共同購買、外国人実習生	4	200
12	成和(協)	八千代市	建設業	受注斡旋、共同購買、外国人実習生	4	400
13	(協)だいち	旭市	耕種農業	共同購買、外国人実習生	6	300
14	エース人財(協)	柏市	異業種	共同購買、共同宣伝、外国人実習生	18	513
15	ABD(協)	千葉市	異業種	受注斡旋、共同購買	4	400
16	グロービス事業(協)	松戸市	異業種	共同購買、共同宣伝	4	100
17	(協)パキスタンブリッジ	野田市	異業種	共同受注、共同購買、外国人実習生	4	500

◎中小企業組合の設立に関するお問合せは、本会 設立支援部まで (Tel 043-306-3285)